

保護具の商標表示等の規定一覧 (JABA/JUBF/JHBF/JSBB 4 団体 2021 年 2 月 24 日現在)

**全軟連改訂 (案)**

種別	社会人・大学・全軟連現行	全軟連改訂 (2021 年 11 月)	高校
1. 手袋	商標表示：1 か所 (手の甲側) 大きさ：14 cm <sup>2</sup> 以下 (色の規制なし)	商標表示：1 か所 (手の甲側) 大きさ：14 cm <sup>2</sup> 以下 (色の規制なし) <b>【現行通り】</b>	商標表示：素材と同色で 1 か所のみ 大きさ：7 cm <sup>2</sup> 以下 (色：ホワイトまたはブラック)
2. リストバンド	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm <sup>2</sup> 以下 バンドの長さ：15 cm以下 (色：単色) ※15 cmより長いもので前腕に装着するものはサポーターとみなし商標の表示は認めない。ただし、色は単色であれば白・黒、またはアンダーシャツと同色でなくても構わない。	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm <sup>2</sup> 以下 バンドの長さ：15 cm以下 <u>(色の規制なし)</u>	使用が認められていない
3. サポーター	商標表示：認めない (色：白、黒。アンダーシャツと同色) ※原則として、ユニフォームまたはアンダーシャツ下に着用するものとし、その場合は商標表示の有無は問わない。	商標表示： <u>1 か所</u> <u>大きさ：14 cm<sup>2</sup>以下</u> <u>(色の規制なし)</u>	商標表示：素材と同色で 1 か所のみ 大きさ：7 cm <sup>2</sup> 以下 (色：ホワイト/ブラック/ベージュの一色) ※肘のサポーターは、外から見える部分には使用できない。

種別	社会人・大学・全軟連現行	全軟連改訂（案）	高校
4. アーム スリーブ	商標表示：認めない （色：アンダーシャツと同色）	商標表示： <u>1 か所</u> <u>大きさ：14 cm以下</u> <b>野手（色の規制なし）片袖可</b> <b>投手（アンダーシャツと同色）両袖</b>	高校野球用具の使用制限に定め おらず、対応を検討予定
5. レッグ ガード	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm以下 （色：単色）	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm以下 <u>（色の規制なし）</u>	表面への商標表示を認めていない （色：ホワイト、ブラック、ネイビーのい ずれか一色）
6. エルボー ガード	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm以下 （色：単色）	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm以下 <u>（色の規制なし）</u>	表面への商標表示を認めていない （色：ホワイト、ブラック、ネイビーのい ずれか一色）
7. 手甲ガード	商標表示：認めない （色：アンダーシャツと同色または黒 色）	商標表示： <u>1 か所</u> <u>大きさ：14 cm以下</u> <u>（色の規制なし）</u>	使用が認められていない
8. リスト ガード	商標表示：認めない （色：アンダーシャツと同色または黒 色）	商標表示： <u>1 か所</u> <u>大きさ：14 cm以下</u> <u>（色の規制なし）</u>	※ サポーターと同様
9. ネック ウォーマー	公式戦での使用は認めない	使用を認める。 （色は自由とする。） <b>【現行通り】</b>	使用が認められていない
10. 走塁ガード 手袋	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm以下	商標表示：1 か所 大きさ：14 cm以下	使用が認められていない

※2022年の シーズンより適用	(色 : 本体、バンド、硬質部の色 はそれぞれ単色で、黒・赤・青・紺の いずれかとする。また、全体で3色以 内とする)	(色の規制なし)	
	本体の大きさ：縦 30 cm・横 13 cm以下 両面指先部の硬質部の大きさ：縦 12 cm・横 10 cm以下 両面の手首を保護する硬質部の大きさ：手首から指先まで縦 18 cm・横 5 cm以下		

【全日本軟式野球連盟規定に関する補足】

- ①. 「7. 手甲ガード」は2021年度より使用可能とする。
- ②. 「2. リストバンド」「3. サポーター」「4. アームスリーブ」「5. レッグガード」「6. エルボーガード」「8. リストガード」の色規制適用を2022年からと予定していたが、軟式野球の特性から制限を行わないこととする。また、「7. 手甲ガード」の色規制も適用しないこととする。なお、いずれの保護具への商標は野球規則にならい「1か所」「14 cm以下」での表示を認める。
- ③. 各保護具への「ネーム」「背番号」の刺繍は認めることとし、色の規制も行わない。
- ④. 本連盟少年部（中学生）の取り扱いは上記とするが、中体連の取り扱いは別に定める。